

平成23年4月8日  
事務連絡

関係団体 各位

夏期の電力需給対策について（情報提供）

今般の震災の影響による電力需給への対応について、電力需給緊急対策本部において「夏期の電力需給対策の骨格」がまとめられましたので、別添のとおり会議資料について情報提供いたします。

内容につきましては、特に下記の点について貴団体及び会員の皆様にお知りおきいただき、今後の対応についてご相談させていただくこともあるかと思えますので、よろしく願います。

記

○夏期の電力需要増に対する需要面の対策（資料より抜粋）

※東京電力及び東北電力管内が対象

（1）大口需要家（契約電力500kW以上）

個別の需要家は、ピーク時間・時間帯（例えば、7～9月（平日）の10～21時）の最大使用電力を25%抑制するための具体的取組と、営業時間の短縮・シフト、夏期休業の設定・延長・分散化等のライフスタイルの変革につながる取組について計画を策定し実施。

需要抑制の実効性及び需要家間の公平性を担保するため、電気事業法第27条を活用。

（2）小口需要家（契約電力500kW未満）

個別の需要家は、ピーク時間・時間帯（例えば、7～9月（平日）の10～21時）における最大使用電力の20%抑制に貢献するため、具体的目標を設定するとともに、具体的取組について自主的な計画を策定し、公表。

（連絡先）

林野庁木材産業課 企画班 木下、永島  
TEL:03-6744-2294  
FAX:03-3591-6319  
E-mail:rumi\_nagashima@nm.maff.go.jp

## 夏期の電力需給対策の骨格(抜粋)

平成 23 年 4 月 8 日  
電力需給緊急対策本部

## 1. 今夏の電力需給の見通し

## (1) 東京電力の今夏の需給バランス

・東京電力の供給力は、需要のピークを迎える夏までに、4, 500万 kW前後の供給力を見込むが、最大で、1, 500万kW 程度の需給ギャップを解消することを目標として、需給両面の対策を検討。

## (2) 東北電力の今夏の需給バランス

・東北電力の供給力は、夏までに1, 150万kW 前後の供給力を見込むが、最大で、330万kW 程度のギャップを解消することを目標として、需給両面の対策を検討。

## 4. 需要面の対策

## (1) 大口需要家 (契約電力500kW 以上) 【25%程度抑制】

・個別の需要家(事業所、政府、地方公共団体を含む)(注)は、ピーク期間・時間帯(例えば、7～9月(平日)の10時～21時)の最大使用電力を25%抑制するための具体的取組と、営業時間の短縮・シフト、夏期休業の設定・延長・分散化等のライフスタイルの変革につながる取組について計画を策定し実施。

・需要抑制の実効性及び需要家間の公平性を担保するため、電気事業法第27条を活用。その際、事業活動の実態を勘案し、同業・異業の複数事業者が共同して需要抑制を行うことも可能とするスキームの導入を検討。

## (2) 小口需要家(契約電力500kW 未満の事業者) 【20%程度抑制】

・個別の需要家(事業所)は、ピーク期間・時間帯における最大使用電力の20%抑制に貢献するため、具体的目標を設定するとともに、空調・照明機器の節電、営業時間の短縮・シフト、夏期休業の設定・延長・分散化等をするための具体的取組について自主的な計画を策定し、公表。所管省庁は、計画の策定、公表を促す。

・政府は、目標達成のためのメニュー例(空調、照明、OA 機器等の節電)を提示するなど、これを支援するとともに、計画を策定した需要家が節電行動を分かりやすく表示するよう促す。また、節電に積極的な需要家の取組を一覧できるサイトを立ち上げ、その取組を国民に広く示す。

・所管省庁・業界団体・自治体等を通じて個別の需要家の取組を強力に進めるとともに、適切な情報提供や巡回節電指導を行うことで、国民運動を展開。

## (3) 家庭・個人 【15～20%程度抑制】

電気事業法(昭和三十九年七月十一日法律第七十号)(抜粋)

(電気の使用制限等)

第二十七条 経済産業大臣は、電気の需給の調整を行わなければ電気の供給の不足が国民経済及び国民生活に悪影響を及ぼし、公共の利益を阻害するおそれがあると認められるときは、その事態を克服するため必要な限度において、政令で定めるところにより、使用電力量の限度、使用最大電力の限度、用途若しくは使用を停止すべき日時を定めて、一般電気事業者、特定電気事業者若しくは特定規模電気事業者の供給する電気の使用を制限し、又は受電電力の容量の限度を定めて、一般電気事業者、特定電気事業者若しくは特定規模電気事業者からの受電を制限することができる。

## 第八章 罰則

第一百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

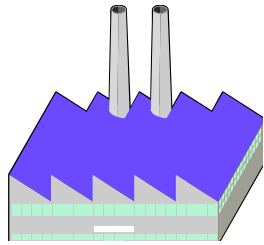
一 ～ 六(略)

七 第二十七条の規定による命令又は処分に違反した者

八及び九(略)

# 夏期節電対策の具体例

大口/小口需要家



産業分野  
(製造業他)

- ・生産プロセスの一層の合理化、設備運用の最適化
- ・省エネ設備の導入
- ・節水の推進
- ・操業時間/日の短縮、シフト
- ・夏期休業の設定・長期化・分散化 他



業務分野  
(オフィスビル、商業施設、飲食店、ホテル、学校他)

- ・空調温度の引き上げ(目安温度の設定)
- ・照明の削減(窓際での消灯、ネオンの消灯など)
- ・空調時の換気量調整(今より少なく)
- ・建物の遮熱性向上(窓に遮熱フィルム、ブラインド他)
- ・パソコン、プリンター等のOA機器の使用削減等
- ・省エネ設備の導入
- ・節水の推進
- ・営業時間/日の短縮、シフト
- ・夏期休業の設定・長期化・分散化
- ・節電ビズ(クールビズの一層の強化) 他

家庭



- ・空調温度の引き上げ(目安温度の設定)
- ・扇風機の利用(エアコンの代わりに扇風機を)
- ・照明の消灯(昼間は使わない)
- ・家屋の遮熱性向上(すだれやカーテンの利用を)
- ・待機電力の削減(使わない家電はコンセントを抜く)
- ・省エネ家電製品の導入(白熱電球からLED・電球型蛍光灯など)
- ・節水の推進
- ・家族はなるべく一部屋で団らんを
- ・電力需要ピーク期の家族旅行(西日本などへ) 他

# 夏期の電力需給対策について

平成23年4月8日  
電力需給緊急対策本部

## (東京・東北電力管内の電力不足を需給両面の抜本対策で乗り越える。)

- 未曾有の大震災により、東京電力・東北電力管内の供給力が大幅に減少。計画停電導入のやむなきに至り、国民生活や産業活動に大きな影響。
- 夏の更なる需給逼迫を、政府・電力会社・国民各層が一体となった需給両面の抜本対策で乗り越えていく必要。

## (計画停電の「実施が原則」から「不実施が原則」へ)

- 国民各層の節電努力が実を結び、今春の需給バランスは改善。計画停電の「実施が原則」の状態から、「不実施が原則」の状態へ移行する。これは、原則として常に通電されている状態への移行を意味する。

## (夏場に向けた取組み — 需要家が、必要な生産活動等を確保できるよう、より計画的に対応しやすい仕組みへ)

- しかし、夏には需給ギャップが大きく拡大。これに対し、計画停電の「不実施が原則」の状態を維持するため、供給力を積み増すとともに、東京電力・東北電力管内の国民各層と、心を一つに抜本的な需要の抑制に取り組んでいきたい。
- その際、予めピーク時間帯の使用最大電力(kW)の抑制幅をお示しし、需要家の方々が、操業時間のシフトや休業日程の長期化・分散化などに創意工夫をこらして計画的に取り組んでいただくことにより、消費者や、とりわけ国の活力の源であり、また復興の基盤でもある企業の生産・操業に極力支障のでないような仕組みを考えることが肝要。

## (需給対策パッケージのイメージ)

- 具体的には、東京電力管内で最大1500万kW程度と見込まれる需給ギャップに対し、500万kW程度の供給力の上積みと、1000万kW以上の需要抑制を目指す。
- 同様に、東北電力管内で最大330万kW程度と見込まれる需給ギャップに対し、50万kW程度の供給力の上積みと280万kW以上の需要抑制を目指す。
- このため、ピーク時間帯(例えば、7月～9月の10～21時)に、最大使用時の電力(kW)を、大口需要家には25%程度、小口需要家には20%程度、家庭・個人には15～20%程度の引き下げを目安として設定し、制度的手法も含め、これを達成できるような方策を検討していきたい(4月末の取りまとめに際しては、最終的な目標数値を決定する。)

注: 需要家には政府及び地方公共団体を含む。

- 大口・小口の需要家については、具体的な取組みについて計画を策定し実施することとし、特に大口需要家については、その実効性・公平性を担保するため、電気事業法第27条を活用する。
- 東京電力・東北電力管内の節電を国民運動として進めていきたい。特に、従来の取組に加え、例年より夏休みの日数を増やしたり、休みが重ならないようにするなど、社会全体で取り組むことで効果が大きくなるような取組も重要。
- こうした取組について、十分な情報を提供し、計画的に需給ギャップの解消に取り組めるようにする。政府も節電を自らの問題として、国民の皆さんとともに取り組んでいきたい。
- 国民各層の創意工夫を結集し、4月末を目処に政府としての実効ある政策パッケージをとりまとめることとしたい。

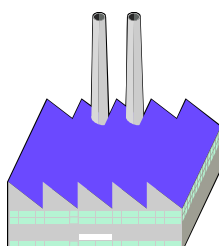
## (万一のときのための対策)

- 計画停電は万一のときのセーフティネットへ。
- 万一の発動時にも貴重な人命が損なわれることのないよう、①医療機関、在宅の人工呼吸器使用者等の電力の確保、②熱中症対策等に最大限取り組む。

# 夏期節電の主要な取組例

大口・小口需要家

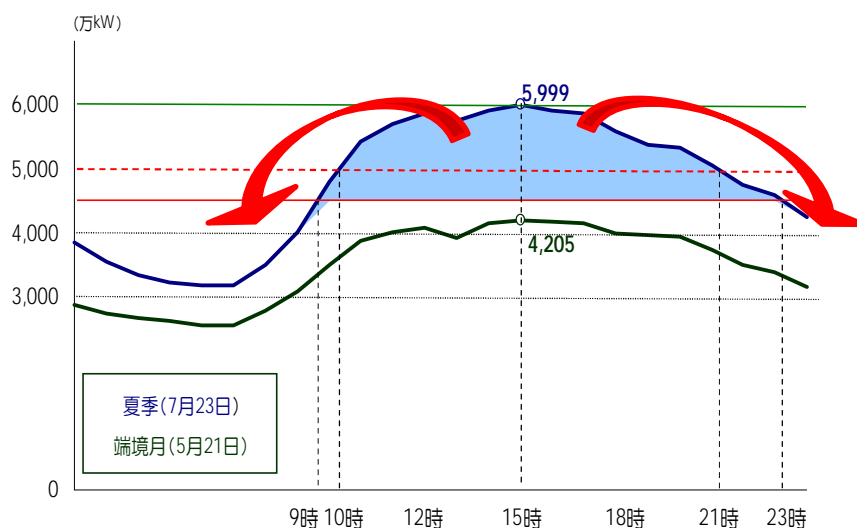
産業分野  
(製造業他)



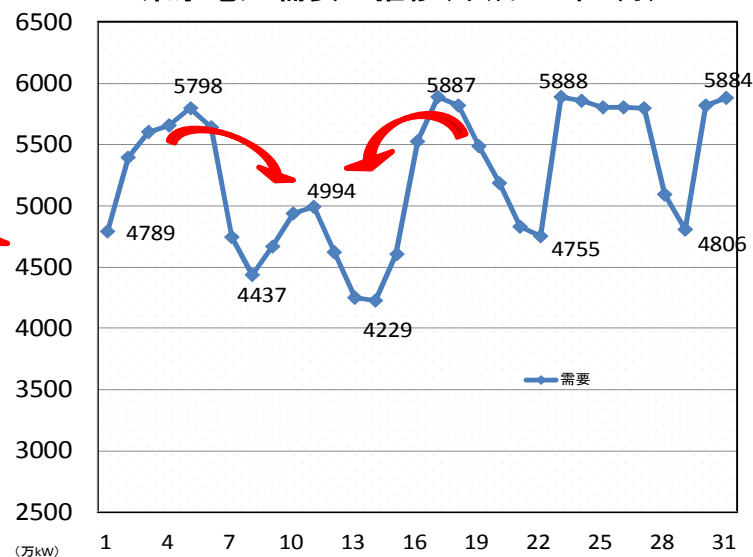
- 工場などの操業時間を短くしたり、早朝・深夜にずらす。
- 休業日を関係者間で互いに重ならないように分散して設定する。
- 夏休みの日数を増やすとともに、関係者間で互いに重ならないように分散して設定する。

→ 政府は、取組例を示すなど十分な情報提供を行うことなどを通じて、事業者をサポートする。

昨年の夏季・端境期の最大需要日における供給パターン



東京電力 需要の推移 (平成22年8月)



# 夏期節電の主要な取組例

## 大口・小口需要家

### 業務分野

(政府、地方公共団体、  
オフィスビル、商業施設、  
飲食店、ホテル、学校他)



- 空調の設定温度を1℃引き上げることにより、ビル全体の消費電力の概ね3～4%を削減する。
- 照明の間引き、ネオンの消灯等により照明を半減し、ビル全体の消費電力の概ね5%を削減する。

## 家庭



- 空調の設定温度を1℃引き上げることにより、家庭の消費電力の概ね3～5%を削減する。
- 使わない家電はコンセントを抜くことにより、家庭の消費電力の概ね1～2%を削減する。

(注)数値はいずれも試算値

# 計画停電による国民生活への影響への対応

○計画停電による国民生活への悪影響を緩和するため、可能な限り対応。

○これまでの対応の主要事例

## 1. 鉄道

- ・変電所の運用や鉄道のダイヤ編成等の工夫により、電力消費の抑制を図りつつ、計画停電に伴う運行の混乱を改善。

## 2. 医療

- ・医療機関等について、緊急かつ直接的に人命に関わることを考慮し、変電所の運用改善等によって停電による影響をできる限り緩和。
- ・自家発電施設を保有していない医療機関に対して、自治体からの情報や個別 問い合わせ等を考慮し、東京電力が電源車を派遣。
- ・在宅で人工呼吸器を使用している患者に対しては、厚生労働省が主治医、 訪問看護ステーション等に注意喚起。 また、国立病院機構等に患者の緊急 相談窓口を設置。